

改定後	改定前
第 9 条(公租公課・費用等の負担) (略) 2. カード利用による支払金等の支払、カードの返却、甲および乙所定の届出および問い合わせ、その他本規約に基づいて要する全ての費用(金融機関への振込手数料および再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等)は、本人会員の負担とします。 3. <u>会員は甲が提供するコスモ・ザ・カードお客様サイト（以下「サイト」といいます）に記載の「ネット会員」規約に同意の上、甲指定の方法により、カードご利用代金請求書情報をインターネット等で閲覧することが出来ます。また、本人会員がご利用代金請求書情報について書面による通知を希望する場合、あるいは法令上義務づけられる場合、乙は本人会員の届出住所宛てに書面を送付します。</u> <u>乙は、書面による通知を実施する場合で当該通知が乙の義務に属しない場合には、本人会員に対し書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することが出来るものとします。本人会員は、ご利用代金請求書情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金請求書情報を受領後10日以内に乙に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金請求書情報を通知しない場合があります。</u>	第 9 条(公租公課・費用等の負担) (略) 2. カード利用による支払金等の支払、カードの返却、甲および乙所定の届出および問い合わせ、その他本規約に基づいて要する全ての費用(金融機関への振込手数料および再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等)は、本人会員の負担とします。